

兵庫県公報

発行人
兵 庫 県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

令和元年6月7日 金曜日 第12号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

目 次

告 示	ページ
○ 国土調査の成果の認証（農地整備課）	1
○ 保安林の指定解除（豊かな森づくり課）	1
○ 同 上（同）	2
○ 保安林の指定の予定通知（同）	2
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	3
○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	5
○ 道路の位置指定（建築指導課）	5
公 告	
○ 随意契約の相手方等の公示（市町振興課）	6
○ 同 上（情報企画課）	6
○ 同 上（災害対策課）	7
教育委員会告示	
○ 博物館の登録の抹消	7
正 誤	
○ 平成31年3月19日付け兵庫県公報号外中	7

告 示

兵庫県告示第106号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
令和元年6月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 調査を行った者の名称
赤穂市
- 調査を行った期間
平成26年12月から平成29年3月まで
- 成果の名称
赤穂市有年牟礼等2単位区域（有年牟礼③、有年横尾⑦）の地籍図及び地籍簿
- 調査を行った地域
赤穂市有年牟礼の一部及び有年横尾の一部
- 認証年月日
令和元年5月28日



兵庫県告示第107号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和元年6月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 解除に係る保安林の所在場所
美方郡香美町小代区新屋字ナツラ1773の5・1773の20・1773の21・1773の32から1773の35まで（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 解除の理由
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第108号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和元年6月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 解除に係る保安林の所在場所
美方郡香美町小代区新屋字ナツラ1773の5・1773の20・1773の21・1773の33（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第109号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年6月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
宍粟市山崎町五十波字塚林294の1・301（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、299、字大畑1065の25、1065の26
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字塚林294の1・299・301（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第110号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和元年6月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 宍粟市山崎町上ノ字川原山口966の38から966の41まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、966の80、966の83
- 2 保安林として指定された目的
 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第111号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

令和元年6月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	
坊勢区域	漁船漁業を専業とする者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業	平成31年4月30日
坊勢区域	漁船漁業を専業とする者が営む総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、主として刺網、かご及びたこつぼを使用して営む漁業	同 上
坊勢区域	網漁具を定置して営む漁業	同 上
香住区域	総トン数10トン以上20トン未満の漁船により底びき網を使用して営む漁業及び総トン数10トン以上100トン未満の漁船によりかごを使用してかにをとることを目的とする漁業	同 上
志筑浦区域	総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業	同 上
浜坂区域	総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業であって居組の区域の者が専業として行う漁業	同 上



兵庫県告示第112号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年6月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和元年5月20日から同年8月31日まで
- 3 作業地域
神戸市西区神出町田井地先ほか



兵庫県告示第113号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年6月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量、仮BM設置測量、縦断測量及びT S等現地測量）
- 2 作業期間
令和元年6月1日から令和2年2月28日まで
- 3 作業地域
姫路市安富町植木野地内



兵庫県告示第114号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年6月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和元年5月7日から同年8月31日まで
- 3 作業地域
豊岡市但東町畑地内



兵庫県告示第115号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宝塚市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年6月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（数値地形図データ更新（地図情報レベル2500）及び地図編集（地図情報レベル10000））
- 2 作業期間
令和元年5月20日から令和2年4月30日まで
- 3 作業地域
宝塚市全域

~~~~~

**兵庫県告示第116号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和元年6月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（1級水準測量）
- 2 作業期間  
平成30年10月16日から平成31年3月31日まで
- 3 作業地域  
尼崎市全域

~~~~~

兵庫県告示第117号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、市川町長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和元年6月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳平面図データ作成）
- 2 作業期間
平成30年8月24日から平成31年3月22日まで
- 3 作業地域
市川町の一部

~~~~~

**兵庫県告示第118号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和元年6月7日から供用を開始する。

その関係図面は、令和元年6月7日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年6月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類<br>路線名    | 道 路 の 区 域             |    |                 |               |    |
|-----------------|-----------------------|----|-----------------|---------------|----|
|                 | 区 間                   | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>宗 佐 土 山 線 | 加古川市八幡町宗佐字上ノ山1439番2から | 旧  | 7.0から<br>11.0まで | 170.0         |    |
|                 | 同 市八幡町宗佐字上畑668番1まで    | 新  | 9.0から<br>33.0まで | 170.0         |    |

~~~~~

兵庫県告示第119号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和元年6月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H30北播位置 0005号	1.5.24	小野市中町字湯ノ木前364番、359番1の一部	5.50	46.10

公 告

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和元年6月7日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 随意契約に係る役務の名称及び数量
住民基本台帳ネットワークシステム都道府県ネットワークの監視及び保守に係る委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成31年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町25番地
- 5 随意契約に係る契約金額
70,956,137円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政府調達に関する協定第13条第1項(b)による。



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和元年6月7日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
行財政情報接続サービス「iJAMP」の提供業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県企画県民部科学情報局情報企画課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成31年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
株式会社時事通信社 東京都中央区銀座5丁目15番8号
- 5 随意契約に係る契約金額
31,274,280円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約の理由

政府調達に関する協定第15条第1項(b)による。



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和元年6月7日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
兵庫県フェニックス防災システム運營業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局又はかいの名称及び所在地
兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成31年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
日本電気株式会社神戸支社 神戸市中央区東町126番地
- 5 随意契約に係る契約金額
51,480,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政府調達に関する協定第15条第1項(d)による。

教育委員会告示

兵庫県教育委員会告示第1号

博物館法（昭和26年法律第285号）第15条の規定により、次のとおり博物館の登録を抹消する。

令和元年6月7日

兵庫県教育委員会

教育長 西上三鶴

廃止年月日	平成31年3月31日
登録記号番号	第8号
設置者の名称及び住所	公益財団法人 颯川美術館 西宮市上甲東園一丁目10番40号
名称	公益財団法人 颯川美術館
所在地	西宮市上甲東園一丁目10番40号
備考	種別 美術博物館

正 誤

○平成31年3月19日付け兵庫県公報号外中

平成31年3月19日（号外）公布兵庫県条例第6号兵庫県税条例等の一部を改正する条例の次の表の左欄に掲げるページ及び行中同表の中欄に掲げる字句は、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第12号）の令和元年5月24日公布により、同表の右欄に掲げる字句となった。

55ページ上から12

平成31年法律第 号

令和元年法律第12号